

平成27年（東）第2250号 和解仲介手続申立事件  
申立人 西川峰城 外7309名  
被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

## 主張書面（8）

平成28年12月26日

原子力損害賠償紛争解決センター 御中

申立人ら代理人弁護士	粟谷しのぶ
同復代理人弁護士	尾谷恒治
同	丸山輝久
同	水橋孝徳
同	清水卓
同	荒谷淑恵
同	伊藤一星
同	江口智子
同	亀岡弘敬
同	小海範亮
同	小坂誉

同	佐藤亮
同	園部秀雄
同	竹内彰志
同	戸谷景
同	永来知宇
同	福田健治
同	山口麻梨子
同	山田さくら

平成28年12月9日付の被申立人主張書面（3）における主張の多くは、既に被申立人が行った主張の繰り返しであって、これら主張に対しては申立人らはすでに反論済みである。本主張書面では、申立人らは、被申立人主張書面（3）のうち、「第1 被申立人の主張の整理」及び「第2 申立人らの提出した本件アンケート及びそれに基づく申立人らの主張について」に対して、必要な限度で反論する。

## 第1 被申立人主張の判断枠組み等が中間指針追補等に反すること

1 被申立人が主張する判断枠組みは、専ら平成28年の東京高裁判決（乙12の2、乙13）等の裁判例に依拠するものであり、要するに、その内容は、申立人らが抱いた不安感が生命、身体、財産に対する「具体的な危険」に起因するものであることを要求するものである。そのうえで、被申立人は、「避難指示区域外において、区域外避難等に対して低線量被ばくによる客観的かつ具体的な危険が生じているということとはできない」として、那須地区の住民に精神的損害等があることを否定する。

2 しかしながら、申立人ら主張書面（3）等でも既に詳述したとおり、低線量被ばくによる精神的苦痛に対する賠償の可否を判断するにあたって「具体的な危険」を求めることは、中間指針追補と整合せず、基準として機能し得ない。

そもそも、低線量被ばくによる健康影響の発生は確率的であるところ、被申立人の主張は何をもって「具体的な危険」といいうるのかを明らかにしておらず、基準として機能していない。

また、本件原発事故の直後、申立人らは、事態の収束への道筋が何も見えず、放射線量等の情報も十分に得られない中で、被ばくに対する不安や恐怖を感じ、自らやその家族の生命、身体の安全を守るために被ばく回避のための行動を余儀なくされたのであり、このような不完全・流動的な状況下における行動の合理性を判断する上で、「具体的な危険」を要求することは、当時申立人らが置かれた実態を無視するものである（申立人ら主張書面（3）5頁～7頁「（2）具体的危険を前提とすることの不合理的

性」、同（６）８頁～１０頁「１ 『第１ 不法行為理論と中間指針追補の関係性等について』参照）。

だからこそ、原子力賠償紛争審査会は、「放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があるか（中間指針追補３頁）、このような「心理が平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有している」か（第二次追補１４頁）という基準を定めているのであって（申立人ら主張書面（３）４頁～５頁「（１）中間指針追補の位置づけ」、同（６）９頁１２行目～１８行目）、具体的な危険を基準とすることは、明らかに上記中間指針追補等に反する。

さらに、具体的な危険を基準とし、「避難指示区域外において、区域外避難者等に対して低線量被ばくによる客観的かつ具体的な危険が生じているということとはできない」のであれば、福島県内の自主的避難等対象区域について賠償の対象とした中間指針追補や、福島県外にあって自主避難等対象区域と同等の賠償をする旨の和解が成立した宮城県丸森町筆甫地区の貴センターにおける和解事案との整合性も取れない。また、被申立人が、中間指針追補とは離れて自らの判断で福島県の県南地域の住民に対する損害賠償を行った事実とも整合しない。

結局のところ、「具体的な危険」を要求する平成２８年東京高裁判決は、本件事故に起因する放射能汚染によって避難区域外の住民に生じた損害の特質に対する理解が不足しており、また中間指針追補等に基づく本件事故による賠償の実態とも整合しないものである。

## 第２ 本件アンケートの実施方法について

被申立人は、本件アンケートを実施した全体の対象者数、本件アンケートの回答者の全体に占める割合が不明であり、那須地区の全住民が本件事故により法的保護に値するような不安感を抱いているかが明らかでない等主張する（被申立人主張書面（３）７～８頁）。しかし、これは本件アンケートの実施方法及び本件における申立人らのそもそもの主張についてなんら理解していないことによるものである。

第一に、申立人ら主張書面（７）でも既述したとおり、本件アンケートは、申立に参加する際に委任状等とともに提出することを弁護士が要請し、申立を希望する者が世帯ごとに作成して委任状とともに弁護士に対し

て提出したものであって、那須地区に居住するその他の住民らも含めてアンケートへの回答を求めたのではない。原則として本件集団ADRを申し立てた全世帯が作成し弁護団に提出している（なお、一部世帯のアンケートがデータに反映されていないことは既述のとおりである）。

第二に、本件申立における申立人らの主張は、「那須地区の住民である申立人らが、福島県内の自主的避難等対象区域の住民と同様の環境に置かれ、かつ同様の被害を被っていること」であって、那須地区の住民らがすべてから本件事故によって法的保護に値する精神的苦痛を被ったということまでを主張立証しようというものではない。したがって、本件アンケートの立証趣旨も、少なくとも申立人ら全員に本件事故による精神的苦痛が生じていたということに向けられているものである。

### 第3 総括

被申立人らは、本件アンケートや申立人らの陳述書によっては本件事故により生じた精神的苦痛等について立証しえないと主張する。本件申立ての申立人は7310名にのぼるものであり、その一人ひとりの被害を詳らかに立証することは容易ではなく、また、一部請求を求めるにあたってそれは必要でもない。もしこれまでに提出した証拠で不十分であるというのであれば、ひとりでも多くの申立人に対して口頭審理を実施することによってより、詳細かつ真摯に申立人らの声に耳を傾けるべきである。

貴センターにおかれては、原子力損害賠償紛争審査会が定める中間指針追補等を正しく理解し、7310名の申立人らが被害を訴えている事実を直視していただきたい。

以 上